

令和元年第5回議会臨時会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第5回臨時会
2	開会	令和元年11月19日
3	閉会	令和元年11月19日
4	会期	1日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	出席11名 欠席1名
6	議案件数	1件（うち議員提出 0件）
7	議決の状況	(1)原案可決 1件 (2)原案承認 0件
8	その他	傍聴者 1名
9	会議録の写し	別紙のとおり添付
10	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和元年 第5回南幌町議会臨時会 会議録

令和元年11月19日(火)

午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1 番	内 田 恵 子	2 番	佐 藤 妙 子
3 番	熊 木 恵 子	4 番	西 股 裕 司
5 番	志賀浦 学	6 番	本 間 秀 正
7 番	石 川 康 弘	8 番	菅 原 文 子
9 番	川 幡 宗 宏	10 番	木 村 修 治
11 番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

1 番	内 田 恵 子	2 番	佐 藤 妙 子
-----	---------	-----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山 内 貢	事務局主査	光 永 晋
------	-------	-------	-------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	三 好 富士夫	教 育 長	小笠原 正 和
監 査 委 員	角 畠 徹		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	大 崎 貞 二	総 務 課 長	小 林 史 典
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	笠 原 大 介
税務課長兼出納室長	松 田 秀 則	保健福祉課長	佐 藤 由美子
産業振興課長	黒 島 滋 規	都市整備課長	尾 暮 靖 志
病院事務長	原 田 光 一		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長(総務課長)	小 林 史 典
-----------	---------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員(総務課長)	小 林 史 典
----------------	---------

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂 田 隆 樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議長

おはようございます。

本日をもって召集されました令和元年第5回南幌町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。

1番 内田 恵子議員、2番 佐藤 妙子議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は11月19日、本日1日限りとしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本臨時会は11月19日、本日1日限りと決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

●日程4 議案第53号 財産の処分についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第53号 財産の処分につきましては、南幌工業団地工業用地の一部を分譲するため、本案を提案するものです。詳細につきましては、まちづくり課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

議案第53号 財産の処分について御説明申し上げます。次ページをごらんください。

1、処分の目的 南幌工業団地工業用地分譲、2、処分する財産 別途配布しております南幌工業団地区画図をごらんいただきたいと思います。太枠部分が分譲予定地で、所在地は空知郡南幌町759番地57、地目は宅地、面積は2万3,140.56平方メートルでございます。3、処分の方法 随意契約によるものとし、本件につきましては今月5日に仮契約を行い、本議案議決後の11月29日、本契約の運びとなっております。4、処分の予定価格は6,890万円。5、契約の相手方は、一般貨物自動車運送業を行っております、埼玉県飯能市大字岩淵497番地7、株式会社ニルス、代表取締役は小船 敏郎氏でございます。事業の予定はスーパーやコンビニエンスストアなど小売店への食料品、酒類などの配送業務を行うこととなっております。以上で議案第53号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

7番 石川 康弘議員。

石川議員

今回の企業の工業団地の分譲に関しましては、ニルスということで確認しました。ちょっと調べましたところこの会社、埼玉県に本社と言いながら道内にも結構営業所を持っていると。苫小牧だとか北広島市だとか石狩などには営業所があるということですがけれども、今回南幌町のこの土地にはどういうふうな形で使われるのか、そのあたりについて具体的にわかれば教えていただきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

ただいま石川議員がおっしゃったとおりですね、道内には苫小牧、札幌、北広島、石狩に拠点がございます。道内ですね、主要なスーパー、コンビニエンスストアの配送業務ということで、南幌工業団地に用地を取得してですね、拠点を集約して需要に応じていくという予定でございます。将来的にはですね今配送業務をやっておりますが、物流拠点のセンターということも、計画には予定をしているところでございます。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第53号 財産の処分については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本臨時会に提案されました、すべての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本臨時会は、ただいまをもって閉会といたします。

御苦労さまでした。

(午前 9時40分)